

平成31年度

上里町 一般会計 特別会計 予算書

上 里 町



# 目 次

## 一 般 会 計

平成31年度 上里町一般会計予算	5
------------------	---

## 特 別 会 計

平成31年度 上里町国民健康保険特別会計予算	15
------------------------	----

平成31年度 上里町介護保険特別会計予算	21
----------------------	----

平成31年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算	27
-------------------------	----

平成31年度 上里町農業集落排水事業特別会計予算	33
--------------------------	----

## 事 業 会 計

平成31年度 上里町水道事業会計予算	39
--------------------	----

平成31年度 上里町下水道事業会計予算	45
---------------------	----



平成 3 1 年度

上 里 町 一 般 会 計 予 算



## 平成31年度 上里町一般会計予算

平成31年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,845,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年3月 日提出

上里町長 山下博一

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		3,838,582
	1 町 民 税	1,645,792
	2 固 定 資 産 税	1,866,841
	3 軽 自 動 車 税	93,983
	4 町 た ば こ 税	231,966
2 地 方 譲 与 税		107,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	32,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	75,000
3 利 子 割 交 付 金		3,800
	1 利 子 割 交 付 金	3,800
4 配 当 割 交 付 金		10,000
	1 配 当 割 交 付 金	10,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		460,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	460,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		19,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	19,000
9 地 方 特 例 交 付 金		19,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	19,000
10 地 方 交 付 税		950,000
	1 地 方 交 付 税	950,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,810
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,810



(単位：千円)

款	項	金額
12 分担金及び負担金		113,509
	1 負担金	113,509
13 使用料及び手数料		100,661
	1 使用料	90,146
	2 手数料	10,515
14 国庫支出金		1,194,049
	1 国庫負担金	970,558
	2 国庫補助金	217,699
	3 委託金	5,792
15 県支出金		693,659
	1 県負担金	450,343
	2 県補助金	166,575
	3 委託金	76,741
16 財産収入		5,635
	1 財産運用収入	5,615
	2 財産売却収入	20
17 寄附金		1,500
	1 寄附金	1,500
18 繰入金		435,481
	1 基金繰入金	435,478
	2 特別会計繰入金	3
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		63,514
	1 延滞金・加算金及び過料	8,339
	2 預金利子	6

(単位：千円)

款		項		金 額	
20 諸	収 入	3 貸 付 金 元 利 収 入			1,182
		4 雑		入	53,987
21 町	債				706,300
		1 町		債	706,300
	歳 入		合 計		8,845,500

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		105,293
	1 議 会 費	105,293
2 総 務 費		1,190,053
	1 総 務 管 理 費	943,820
	2 徴 税 費	165,453
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	44,594
	4 選 挙 費	27,444
	5 統 計 調 査 費	8,116
	6 監 査 委 員 費	626
3 民 生 費		3,472,660
	1 社 会 福 祉 費	1,714,188
	2 児 童 福 祉 費	1,758,374
	3 災 害 救 助 費	98
4 衛 生 費		563,541
	1 保 健 衛 生 費	305,808
	2 清 掃 費	257,733
5 農 林 水 産 業 費		156,554
	1 農 業 費	156,554
6 商 工 費		32,671
	1 商 工 費	32,671
7 土 木 費		638,942
	1 土 木 管 理 費	58,692
	2 道 路 橋 り よ う 費	278,799
	3 河 川 費	47
	4 都 市 計 画 費	288,829
	5 住 宅 費	12,575

(単位：千円)

款	項	金額
8 消 防 費		515,711
	1 消 防 費	515,711
9 教 育 費		1,248,227
	1 教 育 総 務 費	254,443
	2 小 学 校 費	297,684
	3 中 学 校 費	250,866
	4 社 会 教 育 費	168,972
	5 保 健 体 育 費	276,262
10 公 債 費		900,675
	1 公 債 費	900,675
11 諸 支 出 金		1,173
	1 基 金 費	1,172
	2 貸 付 金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	8,845,500

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共用地先行取得事業 (平成31年度取得分)	平成31年度以降	上里町土地開発公社が町の行う公共事業の用地の先行取得に要する額
農業近代化資金利子補給 (平成31年度分)	平成31年度以降	当該資金の貸付により生じる融資平均残額の1.0%以内に相当する額
上里町立図書館等指定管理委託 (消費税増税分)	平成31年度から 平成33年度まで	2,641
立地適正化計画策定支援業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	24,486

## 第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道 路 維 持 補 修 事 業	13,600	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借りかえること ができる。
児 玉 工 業 団 地 ア ク セ ス 道 路 事 業	28,800			
橋 り よ う 維 持 事 業	1,200			
災 害 対 策 事 業	122,500			
小 学 校 管 理 運 営 事 業	62,800			
中 学 校 管 理 運 営 事 業	76,400			
体 育 施 設 管 理 運 営 事 業	21,000			
臨 時 財 政 対 策 債	380,000			
計	706,300			

平成 3 1 年度

# 上里町国民健康保険特別会計予算





議案第 号

## 平成31年度 上里町国民健康保険特別会計予算

平成31年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,857,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		571,194
	1 国 民 健 康 保 険 税	571,194
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1,989,888
	1 県 補 助 金	1,989,888
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		291,378
	1 他 会 計 繰 入 金	291,377
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		5,010
	1 延 滞 金 及 び 過 料	5,002
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	7
歳 入	合 計	2,857,475

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		72,041
	1 総 務 管 理 費	68,033
	2 徴 税 費	3,367
	3 運 営 協 議 会 費	420
	4 趣 旨 普 及 費	221
2 保 険 給 付 費		1,948,162
	1 療 養 諸 費	1,702,611
	2 高 額 療 養 費	232,447
	3 移 送 費	118
	4 出 産 育 児 諸 費	10,086
	5 葬 祭 諸 費	2,900
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		783,701
	1 医 療 給 付 費 分	526,692
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	194,971
	3 介 護 納 付 金 分	62,038
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		45,769
	1 保 健 事 業 費	17,808
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	27,961
6 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
7 諸 支 出 金		4,799
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,798
	2 繰 出 金	1
8 予 備 費		3,000

(単位：千円)

	項	金 額
8 予 備 費	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	2,857,475

平成 3 1 年度

# 上里町介護保険特別会計予算



議案第 号

## 平成31年度 上里町介護保険特別会計予算

平成31年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,827,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		460,061
	1 介 護 保 険 料	460,061
2 国 庫 支 出 金		339,924
	1 国 庫 負 担 金	294,946
	2 国 庫 補 助 金	44,978
3 支 払 基 金 交 付 金		467,699
	1 支 払 基 金 交 付 金	467,699
4 県 支 出 金		261,614
	1 県 負 担 金	248,844
	2 県 補 助 金	12,770
5 繰 入 金		298,365
	1 一 般 会 計 繰 入 金	291,314
	2 基 金 繰 入 金	7,051
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		24
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	23
歳 入	合 計	1,827,688



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		66,065
	1 総 務 管 理 費	42,415
	2 徴 収 費	2,111
	3 介 護 認 定 審 査 調 査 費	21,308
	4 趣 旨 普 及 費	231
2 保 険 給 付 費		1,673,209
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,540,554
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	34,714
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	30,277
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	4,662
	5 審 査 支 払 手 数 料	834
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	62,168
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		87,210
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	28,190
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	59,020
5 諸 支 出 金		703
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	702
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	1,827,688



平成 3 1 年度

# 上里町後期高齢者医療特別会計予算



議案第 号

## 平成31年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 290,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		206,246
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	206,246
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		74,312
	1 一 般 会 計 繰 入 金	74,312
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		9,634
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	7,115
	4 雑 収 入	2,516
歳 入 合 計		290,693

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		15,320
	1 総 務 管 理 費	14,041
	2 徴 収 費	1,279
2 後期高齢者医療広域連合納付金		274,361
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	274,361
3 諸 支 出 金		512
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	511
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	290,693





平成 3 1 年度

# 上里町農業集落排水事業特別会計予算



議案第 号

## 平成31年度 上里町農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		250
	1 分 担 金	250
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,505
	1 使 用 料	2,505
3 繰 入 金		13,825
	1 他 会 計 繰 入 金	13,825
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
5 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	16,681

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		11,310
	1 事業費	11,310
2 公債費		5,371
	1 公債費	5,371
歳出	合計	16,681



平成 3 1 年度

# 上里町水道事業会計予算





議案第 号

## 平成31年度 上里町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成31年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	12,981 戸
(2) 年 間 給 水 量	3,736,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	10,208 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 配水管布設工事等	49,950 千円
ロ 老朽管更新事業	35,194 千円
ハ 浄水場更新工事	4,788 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		549,931 千円
第 1 項 営 業 収 益		507,805 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		42,125 千円
第 3 項 特 別 利 益		1 千円

		支 出
第 1 款	事 業 費	525,928 千円
第 1 項	営 業 費 用	472,276 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	47,652 千円
第 3 項	特 別 損 失	4,000 千円
第 4 項	予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 247,259千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,975千円及び当年度分損益勘定留保資金154,632千円及び繰越利益剰余金処分額85,652千円で補てんするものとする。)

		収 入
第 1 款	資 本 的 収 入	147,474 千円
第 1 項	企 業 債	87,000 千円
第 2 項	国 庫 補 助 金	40,125 千円
第 3 項	負 担 金	20,349 千円
		支 出
第 1 款	資 本 的 支 出	394,733 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	106,894 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	287,839 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設工事等 老朽管更新事業 浄水場更新工事 資本費平準化債	千円 87,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後に おいては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 54,645 千円
- (2) 交際費 10 千円

(利益剰余金の処分)

第 9 条

繰越利益剰余金のうち85,652千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 85,652千円

(たな卸資産購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、8,431千円と定める。

平成31年3月 日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一

平成 3 1 年度

# 上里町下水道事業会計予算



議案第 号

## 平成31年度 上里町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成31年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	910 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	380,902 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,044 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業 汚水管渠築造事業	57,264 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事 業 収 益	250,835 千円
第 1 項 営 業 収 益	91,866 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	158,968 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第 1 款 事 業 費	249,941 千円
第 1 項 営 業 費 用	204,452 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	44,488 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 85,731千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,301千円及び過年度分損益勘定留保資金 25,908千円及び当年度分損益勘定留保資金 55,522千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第 1 款	資本的収入			120,350 千円
第 1 項	企業債			90,400 千円
第 2 項	国庫補助金			16,000 千円
第 3 項	負担金及び分担金			4,016 千円
第 4 項	出資金			9,814 千円
第 5 項	他会計補助金			120 千円
		支	出	
第 1 款	資本的支出			206,081 千円
第 1 項	建設改良費			100,439 千円
第 2 項	企業債償還金			105,642 千円



(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	60,900千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	29,500千円			
計	90,400千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 23,593 千円

平成31年3月 日 提出

上里町長 山下博一